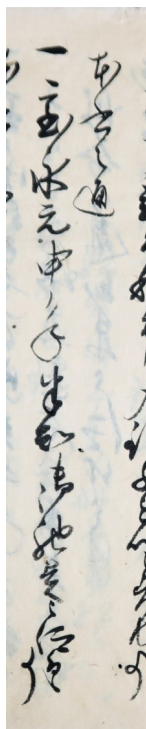
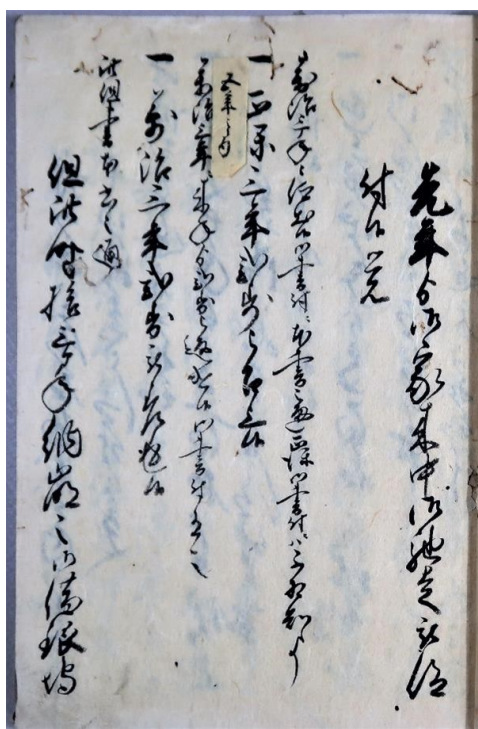


③



②



①



御馳走出米覚（毛利家文庫11政理12）

制度 ①

萩藩で馳走米がはじまる

《家臣はツライよ》

この資料は、享和2年(1802)頃に作成されたものです。内容は萩藩が家臣に課した馳走米についてまとめたものです。

馳走米とは、本来家臣の懐に入る収入を藩主に抛出して、財政難に苦しむ藩財政を助けたものです。「自発的」に行う寄附とは違い、有無を言わず実施されました。現代に置き換えると、会社や役所の従業員・職員の給与をカットし、会社や役所の経営難・財政難を支援するようになるのでしょうか。

馳走米を藩へ抛出すと、各家臣の家政は圧迫され、それぞれの家計や召し抱える家臣（陪臣）の家計も圧迫されました。生活難に陥った家臣の多くは、借金を繰り返し、やがて家中役も勤められなくなっていました。江戸中期には、知行を藩が管理して借金返済を行い、自身は家中役を免除され、扶持を与えられて生活する扶持方成（ふちかたなり）という、不

名誉な事態に陥るケースもありました。

《正保の二歩減》

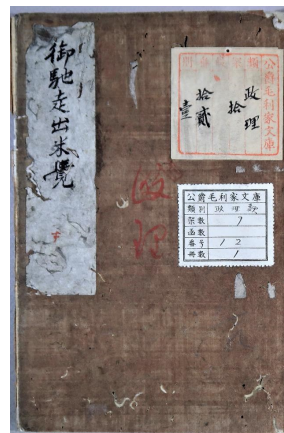
写真①には、「一正保三年(1646)式歩被召上候」とあります。これは、「正保の二歩減」と呼ばれ、家臣の知行の2割を召上げたものです。萩藩の財政難への対応について、重臣たちの意見も聞いた上での措置でした。

この措置により、例えば、高100石の家臣はその2割をカットされ、高80石となりました。当時の「免」（年貢率）5つ成で単純計算すると、 $80石 \times 0.5 = 40石$ となり、これが家臣の収入となります。通常なら50石なので、10石の減収となったわけです。

《家臣の収入の推移》

高100石の家臣の手取りは、次のように推移しました。

寛永検地以前は、7つ3歩でしたから、高100石の家臣は73石を得ました。寛永



御馳走出米覚（毛利家文庫11政理12）

享和2年(1802)頃、萩藩の馳走米の変遷についてまとめたものです。

18世紀初頭までは、制度について様々調整が加えられていたことがわかります。

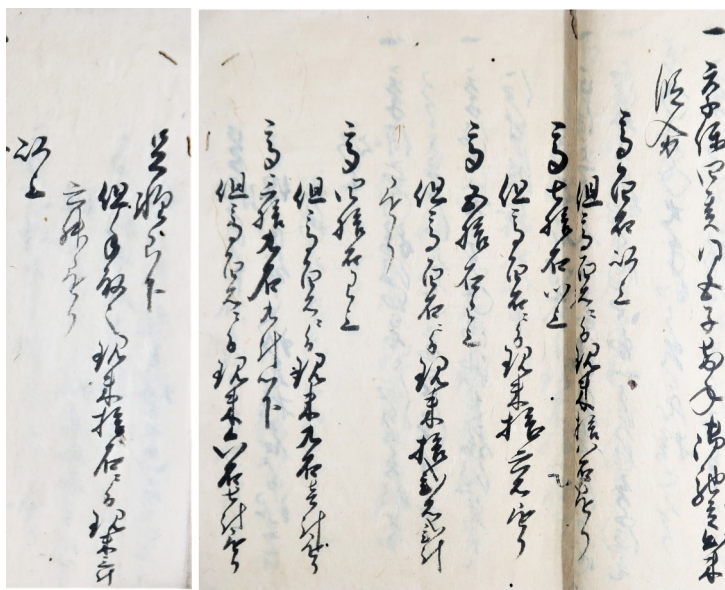
検地以後、5つ成となったので50石。さらに貞享検地以降4つ成となったので40石というように、免の変更によって家臣の収入はジワジワ切り下げられていたのです。

《半知の馳走》

冒頭の写真②には、

一宝永元申ノ年半知御馳走被仰付候事とあります。宝永元年(1704)、はじめて「半知」(5割カット)が実施されました。家臣にとって、大変厳しい措置でした。

これが連年実施されると、家臣の家政は厳しい局面に追い込まれることは容易に想像できるでしょう。



享保4・5年の馳走米段分

《旅役出米》

冒頭の写真③は、

- 一享保三年旅役出米被仰付候員数
- 高百石以上現米五石懸り
- 同百石已下現米四石懸り

とあります。家臣には、江戸番手をはじめ京都・大坂・長崎等々に出張を命じられることがありました。旅行や滞在の費用を、家臣個々に負担するのは大変です。初期から「助銀」「催相銀」などの名称で、旅役の勤不勤を問わず、家臣全体から集めていました。

この年から、「旅役出米」という名称で、家臣全体から米を集めて旅役に当たった家臣の費用を負担していこうとしました。享保3年(1718)以前の馳走米にも、旅役出米分も含まれていましたが、こうした名目を立てることによって、馳走米の5石分は旅役出米とし、家臣全体の必要経費と認識させることで負担感を和らげようとしたものです。

《馳走米段分（だんわけ）》

家臣の禄高は格差があり、一律の負担を求めると低位の家臣の負担はより大きくなります。享保4、5年の事例のように、下位にいくほど馳走米は逡減されています。

後期になると、

- 一高百石以上
- 但高百石二付、旅役出米五石
- 御馳走出米拾五石、以上弐拾石懸り

という書き方もされました。

一享保四亥同五子両年御馳走出米段分
高百石以上
但高百石以上二付現米拾八石懸り
高七拾石以上
但高百石以上二付現米拾六石懸り
高五拾石已上
但高百石以上二付現米拾弐石式斗懸り
高四拾石已上
但高百石以上二付現米九石壹斗懸り
高三拾九石九斗以下
但高百石以上二付現米六石七斗懸り
足輕以下
但手取之現米拾石二付現米三斗六升懸り
以上

馳走米は恒常化して、家臣の方の関心事は、もっぱら「何石懸り」という点になっていったようです。

取り上げた「御馳走出米覚」の冒頭には、「正保の二歩減」が記されていました。資料を作成した役人たちの認識は、馳走米という名称ではないものの、以来幕末まで続く「馳走米」の嚆矢であると認識されていたのです。